

## 株式現物拋出の条件と効果（上）

退職給付に関する新会計基準が2000年度から導入されるのに備え、企業が保有する現物株を拋出できるようなスキームについての検討が進んでいる。二つの方式の中で、株式持ち合いの実質を維持しつつ拋出できるため注目が高まっているのが、「信託方式」である。

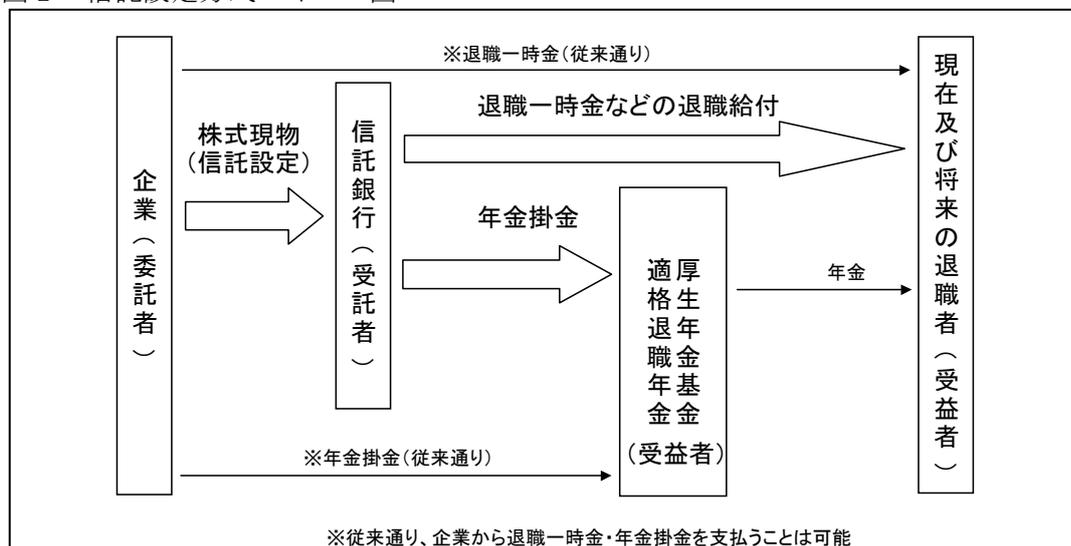
現在検討の俎上にあるのが、①直入方式、②信託方式、の二つである。この内、直入方式では、厚生年金基金や適格退職年金の「掛け金」として、株式現物を拋出する。つまり、現物拋出した株式の評価額だけ、将来の掛け金拋出が減る。また、現物拋出分は損金算入され、拋出後の運用益（配当や売却益など）にも課税されない。もちろん、2000年度から導入される退職給付に関する新会計基準において、「年金資産」として扱われる。

では、直入方式による現物拋出の条件は何か。エリサ法（従業員退職所得保障法）に定められた忠実義務に反する恐れがあるため、米国では現物拋出が、原則として禁じられている。しばしば紹介される、テネコ（1993年）やゼネラルモーターズ（1995年）による株式現物拋出は例外なのである。それらを労働長官が認めた際にも、①適正な評価、②第三者（受託者）への管理・処分権移転、③将来値下がりした際の迅速な補填、などを条件とした。受け入れ株式の過大評価など、従業員（受益者）の利益に反する行動を防ぐためである。

したがって、わが国の厚生年金基金や適格退職年金でも、同様の条件が必要になろう。具体的には、①公正な評価が可能な上場株式などに限る、②年金基金側への処分権移転、③年金資産全体に占める割合の制限、などが検討されている。

他方、信託方式では、図1のように、企業が、1. 厚生年金基金、適格退職年金及び退職一時金の将来の受給者（従業員）を受益者とする、2. 株式現物の信託、を設定する。ここで言う「信託」は、信託法の他益信託（すなわち委託者以外の第三者を受益者とする信託）である。

図1 信託設定方式スキーム図



この方式では拋出された株式が、厚生年金基金や適格退職年金の掛け金になるわけではない。ポイントは、新会計基準において「年金資産」と認められるか否かだけなのである。

そこで、公認会計士協会が、99年3月に示した、信託された株式現物を年金資産とするための4条件を紹介しておこう。

- ①信託が退職給付に充てられるものであることが、退職金規程などにより確認できること。
- ②信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託であること。
- ③委託者から法的に分離されており、信託財産への委託者の返還及び受益者に対する詐害行為が禁止されていること。
- ④信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと。

企業会計上、資産の所有権移転を認める要件である、「経済的便益とリスク」が委託者（企業）から受益者に移転したと判断できるための4条件といえよう。具体的に説明すると、第1の点では、「当該信託が退職金の支払いに充てられることが、従業員に周知されている」などが、会計監査の際に確認できる必要があるという。

第2の条件は適格退職年金などと同じ「他益信託」の設定である。この場合、配当など保有株式の収益は受益者に帰属する。このため、課税関係が問題になる。本来は、実質所有者である受益者に課税するべきであろう。ただ、受益者を特定できないため、現在は企業（委託者）が税を払う方向で検討が進んでいる。それに伴い、各企業での受取配当益金不算入制度が適用されることになる。

第3点は、もっとも基本的な点であり、企業の倒産時や企業年金の解散時、他の債権者に対抗して従業員の退職金や年金に充当することができなくてはならない。

第4点の管理・処分権の移転は、株式持ち合いの実質を保つ上では重要なポイントである。現在のところ、議決権行使や売却について、企業が受託者を指図できる契約でも構わないとされている。

もちろん、信託契約の趣旨に反するような委託者からの指示は、受託者は拒絶できる。しかし、ほとんどは「管理信託」、つまり有価証券の管理だけが受託者の権限となる契約であるため、運用や議決権行使に関して、受託者が自ら判断できる余地はないと考えられる。つまり、議決権行使は企業の指示通りなされ、持ち合いは実質的に維持される。

株式の売却益や配当への課税関係、あるいは連結対象となる関連会社株式を拋出した場合の扱いなど、まだ検討中の点も多い。また、実現しても、企業評価へのプラス効果がどれだけあるのかははっきりしない。しかし、「新会計基準の下での負債（退職給付引当金）圧縮に持ち合い株式を使う」という目的だけをとれば、実現に近づいているのである。